

令和2年4月28日

保護者各位

三郷市子ども未来部長

保育所等の登園自粛強化期間の延長について

日頃より、保育施設の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、4月9日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等登園自粛要請について」にて保護者の皆さまに登園自粛をお願いし、4月21日付け「【重要】保育所等の登園自粛強化について」にて、5月6日（水）まで更なる登園自粛をお願いしてきたところです。

そのような中で、4月27日埼玉県知事より埼玉県内の県立高校や特別支援学校などの県立学校の休校期間について5月31日（日）まで延長する旨発表がありました。

本市の教育委員会でも同様の取り組みを実施することを踏まえ、保育所等の施設においても登園自粛強化（原則自宅保育）の取り組みを延長させていただきます。

保護者の皆さまには長期にわたる登園自粛によって、ご迷惑をおかけいたしますが、お子様や保護者の皆さま、そして保育所等の施設の職員を新型コロナウイルスの感染から守るための取り組みに、保護者の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療従事者をはじめ、社会機能を維持するために就業することが必要な方など、一定の要件に該当し家庭での保育が困難な方等については、引き続き登園自粛強化の期間中も、在籍する施設において保育を実施します。

記

【1 登園自粛強化延長期間】

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

⇒令和2年5月31日（日）まで

※国・県の動向や感染の状況により、上記期間を変更する場合があります。

【2 登園自粛強化期間中に保育を利用できる世帯】

保護者全員が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で、家庭での保育が特に困難な場合（労働以外の認定事由を含む）

【3 利用手続】

上記【2 登園自粛強化期間中に保育を利用できる世帯】に該当し、保育の利用を希望する場合は、令和2年5月7日（木）までに、在籍する保育施設に別紙「登園自粛強化期間中の保育利用届出書」を提出してください。なお、保育を利用する際は、利用時間の短縮等に御協力ください。

※期限内に提出が困難な場合は、在籍する保育施設にご連絡ください。

【4 利用者負担（保育料）の取扱い】

登園自粛強化期間中の利用者負担（保育料）については、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等登園自粛要請について」でお伝えした取り扱い（欠席日数に応じて日割りで減額）から変更はありません。

【5 その他】

- （1）登園自粛強化期間中も、お子様や保護者の皆さまの体温を測るなど健康観察をしてください。
- （2）お子様や同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は疑いがある際は、速やかに利用施設に御連絡ください。
- （3）在籍する施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が確認された場合には保育を中止いたします。
- （4）今後の状況によって臨時休園となる場合があります。

三郷市子ども未来部すこやか課
電話 048-930-7784（直通）